

第 1 回 墨田区国民保護協議会 次第

平成 1 8 年 2 月 7 日（火）

（区役所 13 階 131 会議室）

1 開会

2 委員委嘱及び紹介

3 会長（墨田区長）挨拶

4 議事

（ 1 ） 墨田区国民保護協議会設置趣旨

（ 2 ） 墨田区国民保護協議会運営規程（案）

（ 3 ） 墨田区国民保護協議会幹事の任命

（ 4 ） 墨田区国民保護計画作成の基本的考え方及びスケジュール（案）

5 閉会

（事務局）墨田区地域振興部危機管理担当安全支援課

安全支援担当：中山・要田

電 話 03（5608）6199

F A X 03（5608）6425

e メール anzensien@city.sumida.lg.jp

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20

墨田区国民保護協議会 委員名簿

(会長 墨田区長 山崎 昇)

平成 18 年 2 月 7 日現在

	区 分	法根拠	員数	機関名	職名	委員氏名
1	自衛隊	2号	1	陸上自衛隊第一普通科連隊	本部管理中隊長	小 辻 統 一
2	都職員	3号	8	警視庁第七方面本部	本部長	野 村 大 輔
3				本所警察署	署長	永 井 力
4				向島警察署	署長	伊 藤 一 男
5				第五建設事務所	所長	水 川 智 雄
6				江東治水事務所	所長	黒 住 光 浩
7				水道局墨田営業所	所長	渡 邊 知 秀
8				下水道局東部第一管理事務所	所長	諸 橋 伍 一
9				交通局新橋駅務管理所	所長	広 藤 信 行
10	助役	4号	1	墨田区	助役	田 中 進
11	教育長・消防長 又は消防吏員	5号	4	墨田区	教育長	久 保 孝 之
12				東京消防庁第七消防方面本部	本部長	花 水 新
13				本所消防署	署長	在 原 茂
14				向島消防署	署長	櫻 井 高 清
15	区職員	6号	13	墨田区	収入役	小 嶋 眞一郎
16				〃	企画経営室長	岡 田 貢
17				〃	総務部長	深 野 紀 幸
18				〃	区民部長	今 牧 茂
19				〃	地域振興部長	穴 戸 亮
20				〃	危機管理担当部長	藤 田 彰
21				〃	商工担当部長	小 川 幸 男
22				〃	環境担当部長	永 廣 修
23				〃	福祉保健部長	坂 田 静 子
24				〃	高齢者福祉担当部長	松 竹 耕 治
25				〃	保健衛生担当部長(墨田区保健所長)	澤 節 子
26				〃	都市計画部長	渡 会 順 久
27				〃	都市整備担当部長	河 上 俊 郎
28	指定公共機関	7号	11	本所郵便局	局長	福 田 泰 夫
29				向島郵便局	局長	松 野 恵 一
30				首都高速道路(株)	東東京管理局担当部長	二 宮 節 夫
31				(株)N T T 東日本ー東京東	取締役企画総務部長	安 食 年 英
32				東京電力(株)	江東支社長	山 本 浩
33				東京ガス(株)	東部支店長	村 関 不三夫
34				東日本旅客鉄道(株)	両国駅長	野 田 政 雄
35				〃	錦糸町駅長	山 口 幹 男
36				東武鉄道(株)	曳舟駅長	時 田 三千夫
37				京成電鉄(株)	総務部総務課長	花 形 康 一
38				東京地下鉄(株)	住吉駅務区長	市 川 寿 夫
39	指定地方公共機関		5	(社)東京都トラック協会	墨田支部長	高 田 弘
40				(社)すみだ医師会	会長	道 永 麻 里
41				本所歯科医師会	会長	國 松 久 輝
42				(社)東京都向島歯科医師会	会長	熊 谷 京 一
43				墨田区薬剤師会	会長	田 口 善 一
44	学識経験者	8号	5	本所消防団	団長	林 一 隆
45				向島消防団	団長	岩 本 弘
46				墨田区議会	議長	沖 山 仁
47				緑二丁目町会住民防災組織	会長	日 向 功
48				東向島町会住民防災組織	会長	鎌 倉 徳 之

国民保護法制の動向

国の動向

1 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法）（平成 15 年 6 月 13 日公布・施行）

(1) 目的

武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本となる事項を規定し、我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に資すること。

(2) 武力攻撃事態等・緊急処理事態の定義

ア 武力攻撃事態

我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

イ 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

ウ 緊急処理事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

(3) 地方公共団体の責務

地方公共団体は、当該地方公共団体の地域並びに当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する。

(4) 国と地方公共団体との役割分担

武力攻撃事態等への対処の性格にかんがみ、国においては武力攻撃事態等への対処に関する主要な役割を担い、地方公共団体においては武力攻撃事態等における当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産の保護に関して、国の方針に基づく措置の実施その他適切な役割を担うことを基本とするものとする。

2 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）（平成 16 年 6 月 18 日公布。平成 16 年 9 月 17 日施行）

(1) 目的

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること。

(2) 地方公共団体の責務

ア 地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。

イ 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

3 国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）

政府が、国民保護法に基づき策定したもので、国としての国民保護措置の実施に関する基本的な

方針を示したものであり、地方公共団体が国民保護計画を作成する際の基準となるもの

(1) 想定

ア 武力攻撃事態の4類型

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

イ 緊急対処事態の4類型

- ① 危険性物質を有する施設等（原発、石油コンビナート等）への攻撃
- ② 大規模集客施設、大量輸送機関等（ターミナル駅、列車等）への攻撃
- ③ 大量殺傷物質等（炭疽菌、サリン等）による攻撃
- ④ 交通機関を破壊手段とした攻撃（航空機による自爆テロ等）

ウ NBC攻撃の3類型

- ① 核兵器等
- ② 生物兵器
- ③ 化学兵器

(2) 実施体制

地方公共団体は、防災に関する体制を活用しつつ、国民保護措置を実施する体制を整備するものとする。

4 国民保護モデル計画

- (1) 都道府県国民保護モデル計画（平成17年3月31日作成）
- (2) 市町村国民保護モデル計画（平成18年1月31日作成）

別添参照

5 訓練

- (1) 図上訓練（平成17年10月28日実施）
- (2) 実動訓練（平成17年11月27日実施）

東京都の動向

- 1 東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（平成17年3月31日公布・施行）
- 2 東京都国民保護協議会条例（平成17年3月31日公布・施行）
- 3 東京都国民保護計画（現在、国と協議中。今年度内に作成予定）

墨田区の動向

- 1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年3月31日公布。平成17年4月1日施行）
本区に派遣された職員に支給する災害派遣手当に「武力攻撃災害等派遣手当」を含めるもの
- 2 墨田区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（平成17年9月30日公布・施行）
別添資料参照
- 3 墨田区国民保護協議会条例（平成17年9月30日公布・施行）
別添資料参照

国が想定する 事態類型

武力攻撃事態

- ①着上陸侵攻
- ②ゲリラ・特殊部隊による攻撃
- ③弾道ミサイル攻撃
- ④航空攻撃

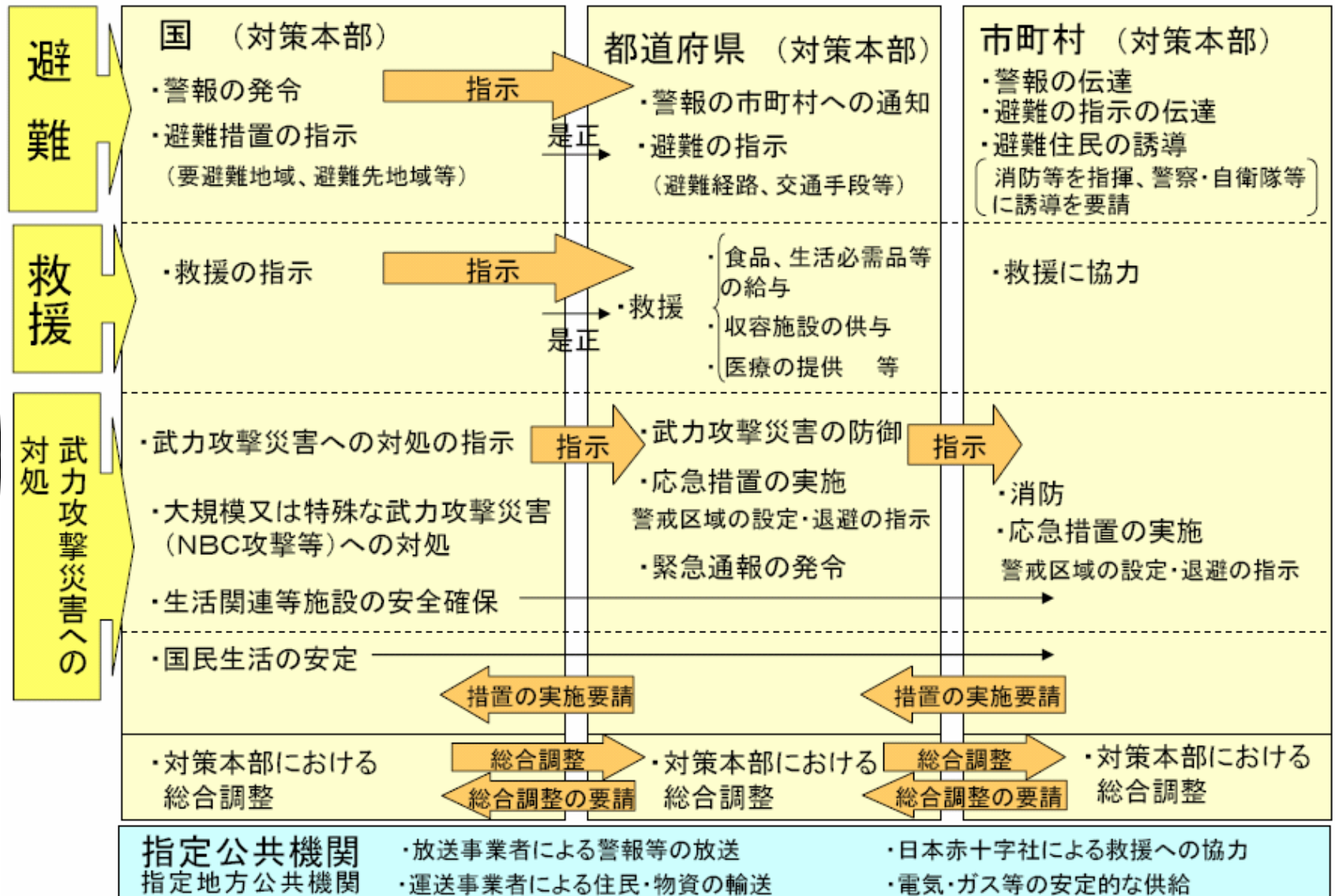
緊急対処事態 (大規模テロ等)

- ①危険物質を有する施設への攻撃（原発・石油コンビナート等）
- ②大規模集客施設等への攻撃（ターミナル駅・列車等）
- ③大量殺傷物質による攻撃（炭疽菌、サリン等）
- ④交通機関を破壊手段とした攻撃（航空機による自爆テロ等）

NBC攻撃

- N ⇒ 核兵器
- B ⇒ 生物兵器
- C ⇒ 化学兵器

武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み



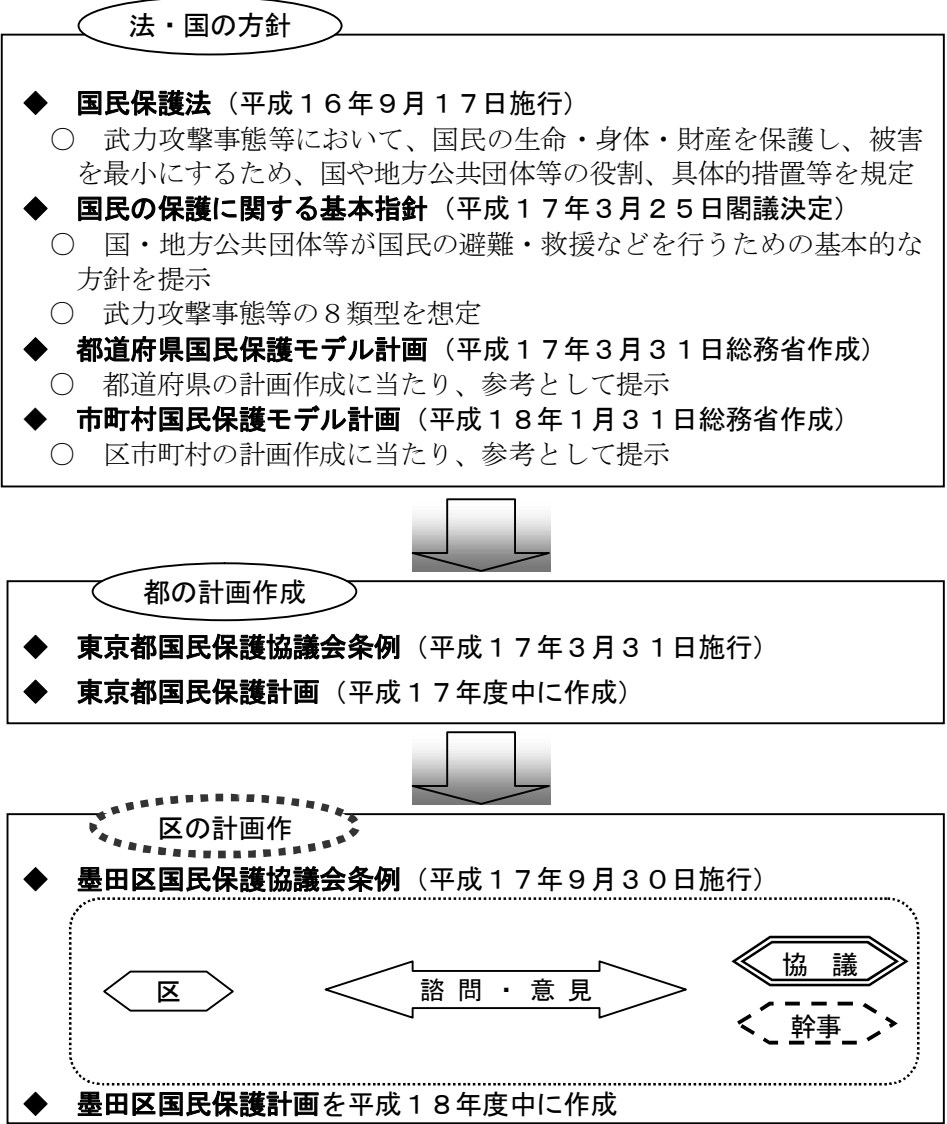
国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

墨田区国民保護協議会の設置趣旨

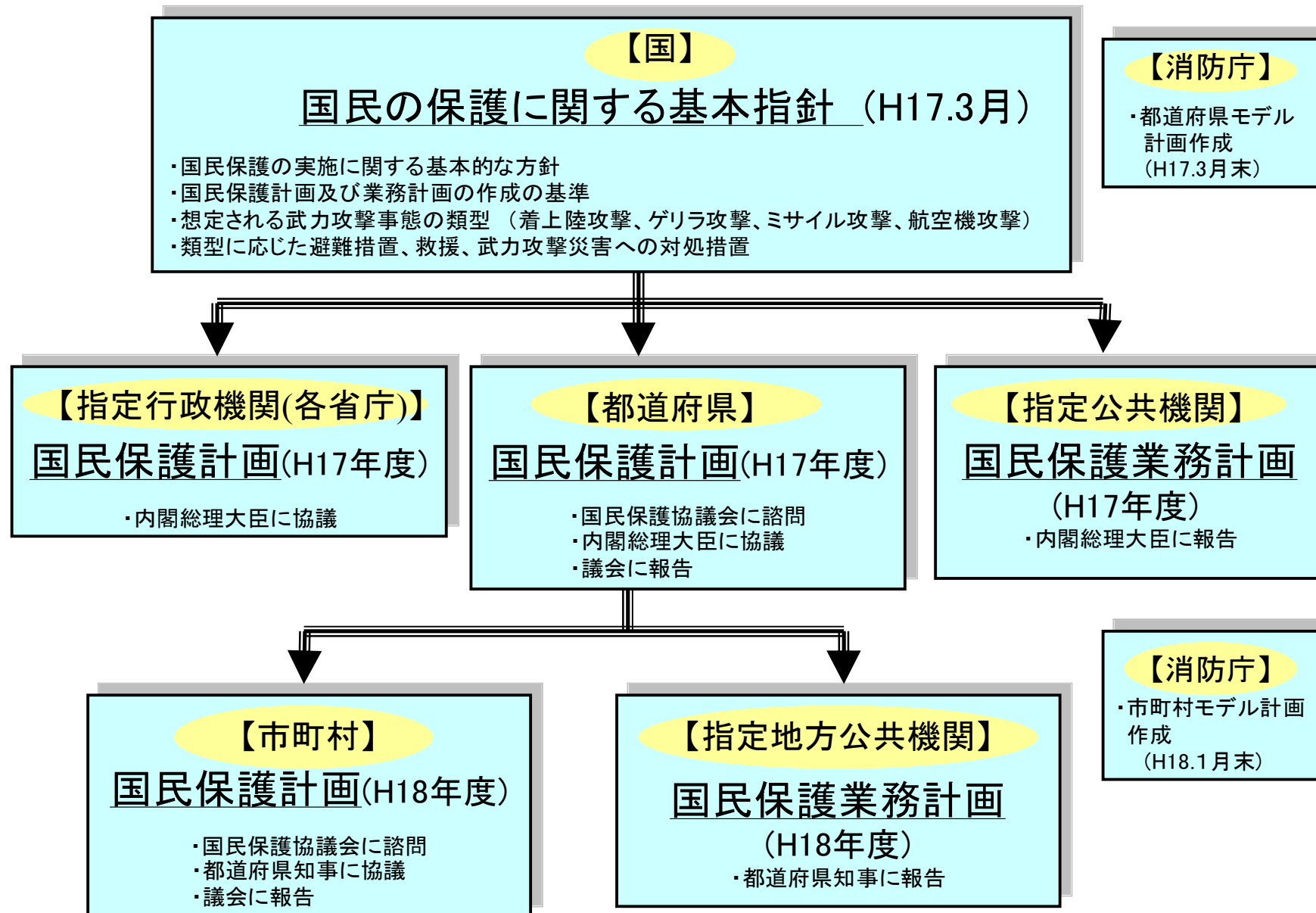
墨田区国民保護協議会の設置

墨田区国民保護計画の審議

- ◆ **設置根拠** 国民保護法第 3 9 条
- ◆ **設置目的** 区の区域に係る国民保護措置に関し広く区民の意見を求め、区の国民保護措置に関する施策を総合的に推進するため、墨田区国民保護協議会を設置する。
- ◆ **所掌事務**
 - ① 区長の諮問に応じて、区の区域における国民保護措置に関する重要事項を審議する。
 - ② 重要事項に関して区長に意見を述べる。
- ※ 平成 1 8 年度は、新たに作成する「墨田区国民保護計画」を審議
- ◆ **会 長** 区 長
- ◆ **委 員** 国民保護法第 4 0 条に掲げる者の中から区長が任命（総数 5 0 人以内・任期 2 年）
 - ① 指定地方行政機関の職員
 - ② 防衛庁長官が同意した自衛隊職員
 - ③ 都の職員（警視庁職員を含む。）
 - ④ 助役
 - ⑤ 教育長及び消防長又はその指名する消防吏員
 - ⑥ 墨田区の職員
 - ⑦ 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員、職員
 - ⑧ 国民保護措置に知識・経験を有する者
- ◆ **運 営**
 - ① 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
 - ② 協議会に、委員を補佐する幹事を置き、委員の属する機関の職員のうちから区長が任命する。
 - ③ 協議会に、部会を置くことができる。



国民の保護に関する「基本指針」及び「計画」



墨田区国民保護協議会条例概要

1 制定理由

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年 6 月 18 日公布、平成 16 年 9 月 17 日施行）に基づき、墨田区国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

2 内容

(1) 委員及び専門委員

ア 委員の総数は、50 人以内とする。

イ 専門委員は、専門事項の調査終了後、解任されるものとする。

(2) 会長の職務代理

会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が職務を代理する。

(3) 会議

ア 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

イ 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

ウ 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(4) 幹事

ア 協議会に、幹事 50 人以内を置く。

イ 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから区長が任命する。

ウ 幹事は、委員及び専門委員を補佐する。

(5) 部会

ア 協議会は、部会を置くことができる。

イ 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

ウ 部会に部会長を置き、会長の指名する委員が当たる。

エ 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が職務を代理する。

(6) 委任

協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

3 施行日

公布の日

※ 区市町村協議会に関し、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に規定されている主な事項は、次のとおりである。

- 1 設置目的 国民保護措置に関し広く住民の意見を求め、区市町村の当該措置に関する施策を総合的に推進する。
(第39条第1項)
- 2 所掌事務 (1) 区市町村長の諮問に応じて国民保護措置に関する重要事項を審議すること。
(第39条第2項第1号)
(2) 当該重要事項に関し区市町村長に意見を述べること。
(第39条第2項第2号)
- 3 会 長 区市町村長
(第40条第2項)
- 4 委 員 次に掲げる者のうちから、区市町村長が任命する。
(1) 指定地方行政機関の職員
(2) 防衛庁長官が同意した自衛隊職員
(3) 都道府県職員
(4) 助役
(5) 教育長及び消防長又はその指名する消防吏員
(6) 当該区市町村の職員
(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員・職員
(8) 国民保護措置に知識・経験を有する者
(第40条第4項各号)

指定地方行政機関とは、指定行政機関（国の中央行政機関）の地方支分部局その他の国の地方行政機関をいう。

指定公共機関とは、公共的機関又は公益的事業を営む法人のうち、政令で定めるものをいい、指定地方公共機関とは、都道府県内において活動する公共的機関のうち知事が指定するものをいう。

墨田区国民保護協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、墨田区国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の総数は、50人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事50人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、区長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

墨田区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例概要

1 制定理由

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年 6 月 18 日公布、平成 16 年 9 月 17 日施行）に基づき、墨田区国民保護対策本部（以下「保護本部」という。）及び墨田区緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定める。

2 内容

(7) 職員

保護本部に国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）、国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）のほか、必要な職員を置く。

(8) 組織

ウ 保護本部に本部長室及び部を置き、部に隊を置く。

エ 部に部長を、隊に隊長を置く。

オ その他組織に関し必要な事項は、規則で定める。

(9) 職務

ア 本部長は、保護本部の事務を統括する。

イ 副本部長は、本部長を補佐する。

ウ 部長及び隊長は、本部長の命を受け、部又は隊の事務を掌理する。

エ 本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

オ その他の保護本部の職員は、部長又は隊長の命を受け、部又は隊の事務に従事する。

(10) 会議

ア 本部長は、保護本部の会議を招集する。

イ 本部長は、国の職員その他区の職員以外の者を会議に出席させたときは、その意見を求めることができる。

(11) 現地対策本部

エ 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、本部長が指名する者をもって充てる。

オ 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(12) 委任

保護本部に関し必要な事項は、規則で定める。

(13) 墨田区緊急対処事態対策本部

(1) から (6) までは、墨田区緊急対処事態対策本部について準用する。

3 施行日

公布の日

※ 区市町村対策本部に関し、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に規定されている主な事項は、次のとおりである。

- 1 所 掌 事 務 区市町村の国民保護措置の総合的推進に関する事務
(第 27 条第 3 項)
- 2 本 部 長 区市町村長
(第 28 条第 1 項)
- 3 本 部 員 次の者をもって充てる。
助役、教育長及び消防長又はその指名する消防吏員等
(第 28 条第 4 項)
- 4 本部長の権限 (1) 区市町村の国民保護措置の総合調整
(第 29 条第 5 項)
(2) 都道府県対策本部長に対する総合調整の要請
(第 29 条第 6 項)
(3) 教育委員会に対する必要な措置の要求
(第 29 条第 10 項)

墨田区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、墨田区国民保護対策本部（以下「保護本部」という。）及び墨田区緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第2条 保護本部に国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）、国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）のほか、必要な職員を置く。

(組織)

第3条 保護本部に本部長室及び部を置き、部に隊を置く。

2 部に部長を、隊に隊長を置く。

3 前2項に定めるもののほか、組織に関し必要な事項は、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める。

(職務)

第4条 本部長は、保護本部の事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

3 部長及び隊長は、本部長の命を受け、部又は隊の事務を掌理する。

4 本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 前各項に定めるもののほか、保護本部の職員は、部長又は隊長の命を受け、部又は隊の事務に従事する。

(会議)

第5条 本部長は、保護本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他区の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(現地対策本部)

第6条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、保護本部に関し必要な事項は、規則で定める。

(墨田区緊急対処事態対策本部)

第8条 第2条から前条までの規定は、墨田区緊急対処事態対策本部について準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

墨田区国民保護協議会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、墨田区国民保護協議会条例（平成17年墨田区条例第41号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、墨田区国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 会長は、協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

- 2 前項の通知を受けた委員は、事故のため出席できないときは、あらかじめ会長に通知した上で、代理者を出席させることができる。
- 3 前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

（専門委員の出席）

第3条 会長は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（協議会の記録）

第4条 会長は、会議の議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、次の事項を記載するものとする。
 - 一 協議会の日時及び場所
 - 二 出席した委員の職名及び氏名
 - 三 議事の件名及び概要並びに議決事項
 - 四 その他必要と認める事項

（協議会等の公開）

第5条 協議会及び議事録は公開とする。ただし、協議会の決定により非公開とすることができる。

（幹事会）

第6条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、条例第5条第2項の規定に基づき会長が任命する幹事により構成する。
- 3 幹事会は、墨田区地域振興部危機管理担当部長が招集し、議長を務める。
- 4 第2条の規定は、幹事会に準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「墨田区地域振興部危機管理担当部長」と読み替えるものとする。

（部会）

第7条 条例第6条第1項に基づく部会は、会長が必要と認めるとき、協議会に諮って設置し、又は廃止する。

付 則

この規程は、平成18年2月7日から適用する。

防災関係機関連絡責任者名簿

平成18年2月7日現在

番号	機 関 名	職 名	氏 名
1	陸上自衛隊第一普通科連隊	本部管理中隊衛生小隊長	内 藤 広 斉
2	第五建設事務所	副所長兼庶務課長	梅 田 弘 美
3	江東治水事務所	水門管理課長	大 塚 好 夫
4	水道局墨田営業所	庶務係長	芳 田 守
5	下水道局東部第一管理事務所	庶務課長	鈴 木 朗
6	交通局浅草橋駅務区	駅務区長	高 野 眞 雄
7	警視庁第七方面本部	第七方面本部管理官	村 上 理
8	本所警察署	警備課長	山 岸 茂
9	向島警察署	警備課長	林 芳 樹
10	消防庁第七消防方面本部	第二部指揮隊長	庄 司 七 郎
11	本所消防署	警防課長	北 爪 富 夫
12	向島消防署	警防課長	吉 井 忠 憲
13	本所郵便局	総務課上席課長代理	寺 本 聡 志
14	向島郵便局	総務課上席課長代理	中 澤 智 明
15	(株)NTT東日本ー東京東	総務担当課長	朝 倉 輝 也
16	東京電力(株)江東支社	総務グループマネージャー	山 田 敏 夫
17	東日本旅客鉄道(株)両国駅	助役	佐久間 優
18	東日本旅客鉄道(株)錦糸町駅	副駅長	矢 田 安 廣
19	日本通運(株)両国ロジスティクスセンター	事業所長	森 晴 雄
20	首都高速道路株式会社 東東京管理局	保全管理グループ担当マネージャー	松 村 廣
21	東京ガス(株)東部支店	広報課長	鈴 木 裕 子
22	東武鉄道(株)	工務部保線課長補佐	天 野 健 次
23	京成電鉄(株)	総務担当課長補佐	落 合 裕 治
24	東京地下鉄株式会社住吉駅務区	助役	橋 本 和 人
25	東京都トラック協会墨田支部	支部長	高 田 弘
26	墨田区企画経営室	企画・行政改革担当課長	岸 本 佳 巳
27	総務部	総務課長	安 達 文 雄
28	区民部	窓口課長	中 武 繁 明
29	地域振興部	自治振興・女性課長	林 恵 子
30	地域振興部商工担当	生活経済課長	大 滝 信 一
31	地域振興部環境担当	リサイクル清掃課長	鈴 木 陽 子
32	福祉保健部	厚生・児童課長	高 山 一 郎
33	福祉保健部高齢者福祉担当	介護保険課長	井 上 俊 策
34	福祉保健部保健衛生担当	保健計画課長	今 泉 峰 子
35	都市計画部	都市計画課長	渡 邊 正 雄
36	都市計画部都市整備担当	都市整備課長	小 山 季 廣
37	収入役室	副収入役	今 川 和 夫
38	教育委員会	庶務課長	山 下 武 司

(敬称略)